

議案第4号

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

出動時の緊急走行，車両整備等を担う機関員及び消防相互応援要請に基づく応援又は緊急消防援助隊として大規模災害の被災地において救助活動等の危険を伴う業務に従事する職員に対して，それぞれ機関員業務従事手当，消防相互応援従事手当及び緊急消防援助隊従事手当を支給する規定を整備するため，本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(消防職員の特殊勤務手当)</p> <p>第8条 消防職員の特殊勤務手当は、消防職員で<u>次に掲げる</u>特殊勤務に従事した職員に対し支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 機関員業務に従事した職員</u></p> <p><u>(4) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第1項の規定による相互の応援に基づき出動し、かつ、救助活動等に従事した職員</u></p> <p><u>(5) 消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項に規定する警戒区域(次項において「警戒区域」という。)に出動し、かつ、救助活動等に従事した職員</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 機関員業務従事手当 1当務 300円</u></p> <p><u>(4) 消防相互応援従事手当 1日 1,080円(警戒区域その他市長がこれに準ずると認める区域において出動従事した場合にあっては、2,160円)</u></p> <p><u>(5) 緊急消防援助隊従事手当 1日 2,160円</u></p> <p><u>3 危険作業手当は、消防相互応援従事手当又は緊急消防援助隊従事手当が支給される場合は、支給しない。</u></p>	<p>(消防職員の特殊勤務手当)</p> <p>第8条 消防職員の特殊勤務手当は、消防職員で<u>次の各号に規定する</u>特殊勤務に従事した職員に対し支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。